

**鳥取県選挙管理委員会告示第17号**

平成19年4月8日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成19年3月22日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成19年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次